

日本教育カウンセラー協会秋田県支部会則（抜粋）

第1章 総則

第1条 この会は、日本教育カウンセラー協会秋田県支部（以下、「本支部」という）と称する。

第3条 本支部はNPO日本教育カウンセラー協会（以下、「本部」という）傘下の団体とする。

第2章 目的及び事業

第4条 本支部は、NPO日本教育カウンセラー協会協会会則（以下、「本部会則」という）第4条の達成のために、主に秋田県内の諸活動を行うことを目的とする。

第5条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) カウンセリングに関する研修会、講演会、研究会の開催
- (2) 認定教育カウンセラーへの情報資料の提供
- (3) 会員及び地域の教員・児童・生徒・保護者などへの援助
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 本部会員で、秋田県に住居、勤務、在学、または希望する者は本支部の会員となることができる。会員の種別に関しては本部会則第6条を準用し、会費規定は別に定める。

第4章 役員

第7条 本支部には次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 事務局長 | 1名 |
| (3) 会計長 | 1名 |
| (4) 事務局員 | 若干名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第8条 支部長、事務局長及び会計長は、役員会で互選し、本部常任理事会の承認を得る。

2. 支部長、事務局長、会計長は、兼任を妨げない。

3. 事務局員は、役員会の協議により、支部長が委嘱する。

4. 理事は、役員会の協議により、支部長が委嘱する。

5. 支部長、事務局長、会計長及び事務局員と監事は、相互に兼ねることができない。

《参考》NPO日本教育カウンセラー協会会則より（目的）

第4条 本会は、児童・生徒・学生が発達途上に経験する適応、学業、進路などに関する諸問題を解決するために、予防的・開発的な相談・援助を行うことを専門領域とするカウンセラーの養成を目指し、カウンセリングについて一定の知識・技能・経験を有するものに対して、教育カウンセラーの資格を認定し、その名称を付与すると共に、継続的に研修の機会を提供し、カウンセリングを通して国民の教育、福祉の向上に貢献し、カウンセリングを貢献し、カウンセリングの進歩と発展に資するための諸活動を行うことを目的とする。

（会員）

第6条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望するものは会員となることができる。会員は、正会員、準会員、賛助会員とする。

(1) 正会員は、本会の認定した教育カウンセラーとする。

(2) 準会員は、教育カウンセラーの志望者とする。

(3) 賛助会員は、本会の事情に継続的に財政援助をなす個人または団体とする。